

宮崎県内のすべての市町村に犯罪被害者等支援条例の制定を求める会長声明

1, 声明

宮崎県内のすべての市町村において、速やかに犯罪被害者等支援条例が制定されることを求めます。

2, 理由

- (1) 安全で安心して暮らせる社会を実現することは、私たち国民すべての願いですが、国民一人ひとりがいかに安全・安心な生活を望んだとしても、いつか、どこかでご本人やご家族が犯罪等によって理不尽な被害に遭う可能性は否定できません。そして、不幸にして犯罪等の被害に遭い、身体的あるいは精神的に大きなダメージを受けたにもかかわらず、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされることも少なくありません。また、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも稀ではありません。

すべての犯罪被害者あるいはそのご家族やご遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）には、個人の尊厳にふさわしい処遇を受ける権利があります。行政機関である国や地方公共団体には、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することが求められています。

- (2) このような問題意識を受けて、国は、2004年（平成16年）12月1日、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」といいます。）を制定しました。そして、基本法において、①すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、②犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする事、及び③犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする事を基本理念として掲げるとともに（基本法第3条）、地方公共団体は、この基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することを明らかにしました（基本法第5条）。

また、日本弁護士連合会は、2017年（平成29年）、「犯罪被害者の誰もが等

しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」を採択し、すべての地方公共団体において犯罪被害者等支援条例が制定されることを求めました。

- (3) 宮崎県は、2021年(令和3年)6月宮崎県議会において「宮崎県犯罪被害者等支援条例」を全会一致で決議し、同年7月7日に公布及び施行しました。

宮崎県犯罪被害者等支援条例では、犯罪被害者等に対する支援を私たち県民が真摯に担っていくことを前文という形で明記し、宮崎県の犯罪被害者等支援の責務や、犯罪被害者等支援における市町村の重要性、並びに市町村による犯罪被害者等支援施策への宮崎県の協力義務について、次のように定めを設けています。

(県の責務)

第4条 県は、(・・・略・・・) 基本理念(・・・略・・・)にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、国、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものと緊密に連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に取り組むとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

3 県は、前項の規定による取組に当たっては、犯罪被害者等がいずれの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

4 県は、犯罪被害者等支援のために必要な範囲において、他の都道府県との情報共有その他の連携に努めるものとする。

(市町村への協力)

第5条 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとする。

今回、宮崎県において「宮崎県犯罪被害者等支援条例」が制定・施行されたことは、宮崎県が充実した安全・安心な地域を目指す政策のひとつを実現するものと大いに評価できるものです。

今後、さらに犯罪被害者等への支援を充実させるためには、最も地域として犯罪被害者等に寄り添い支援の輪が広がるべき市町村において、犯罪被害者等に対する支援条例が定められる必要があります。宮崎県の犯罪被害者等支援施策と連携し充実した手厚い犯罪被害者等支援を実現するためには、市町村職員及び市町村民にとって犯罪被害者等支援の法的道標となる条例の存在は不可欠であり、早急に各市町村において犯罪被害者等支援条例を制定することが求められます。

宮崎県内においては、既に、木城町が犯罪被害者等を支援するための条例を制定するなど、犯罪被害者等の支援拡充のために動き出した市町村もあります。全国的に犯

罪被害者等支援条例を定めている市町村においては、専門的な職員を配置した総合支援窓口の設置、既存の住民サービスの犯罪被害者等支援への活用、犯罪被害者等を対象とした新たなサービスの整備、簡易かつ迅速な手続による生活費の支給等の支援が設けられています。

犯罪被害者等支援が、住んでいる地域によって、受けられたり、受けられなかったりすることは、望ましいことではありません。そのようなことがないように、宮崎県内のすべての市町村で犯罪被害者等を支援するための条例が制定されなければなりません。

- (4) 当会は、犯罪被害者等が一日でも早く元の平穏な生活を取り戻すために必要な支援が保障されるように、また、住んでいる地域によって、必要な支援が受けられたり、受けられなかったりするということがないように、宮崎県内のすべての市町村で犯罪被害者等支援条例の制定がなされることを求めます。

当会としても、関係機関とも連携しながら、宮崎県内のすべての市町村に対し、犯罪被害者等支援モデル条例案の提案及び周知に努めるなどして、犯罪被害者等支援条例の必要性や重要性を訴えかける活動に、積極的に取り組んでいく所存です。

2021年（令和3年）7月16日

宮崎県弁護士会
会長 谷口 渉

